

欧州委員会、欧州全体の強制実施権の付与に関する規則案を発表

2023年5月3日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、2023年4月27日、企業、特に中小企業（SMEs）が発明を最大限に活用し、新技術を活用し、EUの競争力と技術主権に貢献するための一連の規則案（1. 標準必須特許（SEP）、2. 強制実施権、3. 補充的保護証明書（SPC））等を発表した旨、プレスリリース等にて公表した。本ニュースでは、2. 強制実施権に関する内容を記載する。

本プレスリリースのうち、強制実施権に関する概要は以下のとおり。

- ・ 特許の強制実施権の付与は、政府が特許権者の同意なしに特許発明の使用を許可するもの。製造業者との自主的なライセンス契約は、一般的に生産を増強するための好ましい手段であるが、自主的な契約が利用できない、または適切でない場合、強制実施権の付与は、危機の際の最後の手段として、危機に関連する主要な製品や技術へのアクセスを提供するのに役立つことがある。
- ・ 現在、多くのバリューチェーンがEU全域で展開されているにも関わらず、27カ国の強制実施権制度がバラバラに存在する。これは、知的財産権の権利者と利用者の双方にとって、法的不確実性の原因となり得る。
- ・ この新規則は、単一市場緊急措置、HERA規制、チップス法などの（既存の）EU危機管理手段を補完する、EU全体の新しい強制実施権の設定を見越したもの。COVID-19危機の後、この新規則は、自主的な合意が得られない場合や適切でない場合に、危機における主要な特許製品および技術へのアクセスを確保することにより、危機に対するEUの回復力をさらに強化する。

強制実施権の規則案（COM(2023) 224 final）の概要は以下のとおり。

- ・ 本規則は、危機の際に、EUが危機関連製品にアクセスできるようにすることを目的とする。本規則は、知的財産権のEU強制実施権の付与に関する手続きおよび条件についての規則を定めるもの（第1条）。
- ・ 対象とする知的財産権は、特許、実用新案及び補充的保護証明書（第2条）。
- ・ 欧州委員会は、Annexに記載された危機モードまたは緊急モードが発動または宣言された場合¹にEU強制実施権を付与することができる（第4条）（Q&Aによれば、

¹(1)単一市場緊急措置提案（COM(2022) 459）の第14条、(2)健康に対する深刻な国境を越えた脅威に関する規則（EU規則2022/2371）の第23条、(3)危機関連医療措置の供給確保のための規則（EU規則2022/2372）の第3条、(4)欧州の半導体エコシステム強化のためのフレームワーク提案（Chips Act）（COM(2022)46）の第18条、(5)ガスの供給の安全性を確保するための措置に関する規則（EU規則2017/1938）の第12条

「EU レベルで緊急モードまたは危機モードが発動された後にのみ、EU 強制実施権が付与される」としている)。

- ・ 欧州委員会は、EU 強制実施権の付与を検討する場合、過度の遅滞なく、諮問機関に諮問する (第 6 条)。
- ・ 諮問機関の意見は、(a) 危機または緊急事態の性質、(b) 危機又は緊急事態の範囲及びそれがどのように進展することが予想されるか、(c) 危機に関連する製品の不足及び当該不足を適切かつ迅速に改善することができる、EU 強制実施権以外の手段の存在を考慮するものとする (第 7 条第 1 項)。
- ・ 諮問機関の意見は、欧州委員会を拘束しない (第 7 条第 2 項)。
- ・ EU 強制実施権の付与に先立ち、欧州委員会は、権利者及び被許諾者に、意見 (製造業者と任意のライセンス契約を締結する可能性、EU 強制実施権を付与する必要性、ライセンス料等の条件) を述べる機会を与えなければならない (第 7 条第 3 項)。
- ・ 欧州委員会は、強制実施権の付与を評価するにあたって、諮問機関の意見、権利者及び被許諾者の権利及び利益、欧州委員会に報告された既存の国内の強制実施権を考慮する (第 7 条第 6 項)。
- ・ 欧州委員会は、EU 強制実施権の要件が満たされていると認める場合、実施法によってこれを付与する (第 7 条第 7 項)。
- ・ 欧州委員会は、故意または過失があった場合、決定により、被許諾者または権利者に対し、前事業年度におけるそれぞれの総売上高の 6%を超えない範囲で罰金を課すことができる (第 15 条)。

本規則案について、標準必須特許 (SEP) や補足的保護証明書 (SPC) と同様に、強制実施権に関する[ウェブページ](#)にて意見募集を行い、欧州理事会と欧州議会に提出され、立法過程で参考にされるものと推測されるが、現時点では、意見募集は開始されていない。

欧州委員会は、2020 年 11 月に採択・公表された「知的財産に関する行動計画」の記載に基づいて強制実施権に関する EU の枠組みを検討しており、2022 年 4 月と 7 月には意見募集、2023 年 2 月には報告書を公表していた。今回の規則案は、報告書において好ましいとしていた中央集権的なオプション (EU レベルでの強制実施権の付与) に基づくものである。

上記の意見募集においては、「パンデミックの際に知的財産権がワクチンの製造や普及に対して障害であったとする証拠はない」などの意見も提示されていたが、その点について明示的な言及はない。しかしながら、例えば、本規則案において諮問機関が意見を検討する際に「危機に関連する製品の不足及び当該不足を適切かつ迅速に改善することができる、EU 強制実施権以外の手段の存在を考慮するものとする」(第 7 条第 1 項)としているため、対象とする知的財産権が障害となっているのか否かについても諮問機関の意見内で考慮されるものと考えられる。

— 欧州委員会によるプレスリリース等は、以下参照 —
(プレスリリース)

[Intellectual property: harmonised EU patent rules boost innovation, investment and competitiveness in the Single Market](#)

(強制実施権規則案)

[COM\(2023\)224 - Proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council on compulsory licensing for crisis management and amending Regulation \(EC\) 816/2006](#)

(Q&A)

[Questions and Answers on Compulsory Licensing](#)

- 欧州委員会の強制実施権に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —
- [欧州委員会、知的財産権の強制実施権に関する報告書を公表\(2023年2月13日\)\(PDF\)](#)
 - [欧州委員会、強制実施権制度についてのパブリック・コンサルテーションを開始\(2022年7月14日\)\(PDF\)](#)
 - [欧州委員会、特許の強制実施権の枠組みについての意見募集を開始\(2022年4月5日\)\(PDF\)](#)

(以上)